

被ばく許容基準の消滅

2014年11月25日

筒井哲郎

1. 問題の所在

放射性物質による大気汚染（空間線量率）、外部被曝、内部被曝などの許容基準値の法律上の規定がなく、政府が ICRP の幅のある（状況に応じてどのようにも変更可能な）Recommendation に従って、福島県の地元の人々に対して 20mSv/y の空間線量率を「安全だ」といい、早期帰還を強行し、自主避難者には賠償打ち切りを行っている。結果として、福島県内の地元住民は、原発敷地内労働者と同等な被ばく基準を適用され、かつ労働者が受けている放射線管理サービスも受けることができないという過酷な状態に追いやられている。

これに対して、現実には経済上の理由とか、高齢者の帰還願望とか様々な事情があって、市民側でも一律に避難基準を主張しにくい事情があり、それぞれの選択をして現に生活している人々の気持ちを尊重するという立場から、あえて基準値を主張しない方がよいという意見が大勢を占めている。

しかし、その結果が政府の責任回避のための強引な帰還政策や被害者に対する賠償責任回避につながっている。そして、市民の人権が踏みにじられている現状は看過できない。

2. 法規範の必要性

矢部宏治『日本はなぜ、「基地」と「原発」を止められないのか』集英社インターナショナル、2014年10月 に次の記述がある。

日本には汚染を防止するための立派な法律があるのに、なんと放射性物質はその適用除外となっていたのです！

「大気汚染防止法 第27条 1項

この法律の規定は、放射性物質による大気の汚染およびその防止については適用しない」

「土壌汚染対策法 第2条 1項

この法律において『特定有害物質』とは、鉛、ヒ素、トリクロロエチレンその他の物質（放射性物質を除く）であって（略）」

「水質汚濁防止法 第2条1項

この法律の規定は、放射性物質による水質の汚濁およびその防止については適用しない」

そしてここが一番のトリックなのですが、環境基本法（第13条）のなかで、そうした放射性物質による各種汚染の防止については「原子力基本法その他の関係法律で定める」としておきながら、実は何も定めていないのです。（中略）

（福島事故のあと）環境基本法第13条は、丸ごと削除されました（2012年6月27日）。同時に大気汚染防止法と水質汚濁防止法における放射性物質の適用除外の規定も削除されました。（土壌汚染対策法の適用除外規定だけは、おそらく意図的に、まだのこされています）

環境基本法第13条が削除された結果、放射能汚染については同基本法のなかで、ほかの汚染物質と同じく、

「政府が基準を定め（16条）」

「国が防止のために必要な措置をとる（21条）」

ことで規制するという形になったのですが、肝心のその基準が決められていないのです！（注2）

一般に社会的な実態には法律通りに実行されていないことが多い。たとえば、選挙権における1票の価値の不平等や、憲法9条の原則と自衛隊の存在や米軍駐留の矛盾などである。だからといって、法的規範を削除することは正しくない。ましてや、その行為が為政者の恣意によって市民の人権を剥奪するために行われることは許すべからざる行為である。社会的な影響規模が大きいから、改善努力を放棄して、現実には妥協し、被害者には泣いてもらうというのは、話が逆である。

放射性物質に対する被曝限度について、まずは法的な許容基準を作り、その理念の実現のために努力していくことが必要である。

3. 環境問題への回想

関連して個人的な感想を一言述べさせていただく。大気汚染防止法や水質汚濁防止法は、われわれ化学プラント建設当事者にとって、職業上の存在意義を厳しく問われた1970年代の公害問題にたいする象徴的な法規範の結晶である。当時、環境庁が作られ（注2）、環境基本法をはじめとするこれらの法律が制定され、市民の生活環境が経済活動の犠牲にされてはいけないという理念が常識になった。環境汚染に配慮しない企業は市場から退場させられた。わたしが活動する「プラント技術者の会」のメンバーはこの時期に化学プラント建設当事者として公害防止の方策を追求した仲間である。凶らずも、今になってこの大規模な原発災害に遭遇していることに、不思議なめぐり合わせを感じる。

注 1： 矢部宏治『日本はなぜ、「基地」と「原発」を止められないのか』集英社インター
ナショナル、2014年、pp.85-99

注 2： 2001年に環境省に改組された。